

■ 雇用における配慮や工夫

○ バリアフリーに関すること

障がいのある職員が業務上必要とする備品の購入や障がいに対応するために必要な建物修繕を実施

- ・文字拡大ソフトや音声読み上げソフト等を購入
- ・拡大読書器を購入
- ・視覚障がい者専用パソコンをリース
- ・弱視の方が階段を認識しやすいよう、階段の一部を黄色に着色する工事を実施

聴覚障がいを持った職員に対し、専用のFAXを自席に設置している。
肢体不自由(車いす)の職員に対し、専用のコピー機(プリンタ複合機)を自席に設置している。

○ 通勤に関すること

職員の自動車等を利用しての通勤を承認する上での基準の一つとして「心身に障害を有する職員」を設け、配慮を行っている。

自家用自動車通勤する職員について、車いす用の駐車スペース(屋根付き)を確保している。

○ 障がい特性等を配慮した配属や業務分担等に関すること

長時間の窓口対応業務が困難な職員に対しては、他の事務執行等の業務に従事するよう配置している。

配属先を決める際には、職員の有する障がいの内容を考慮した上で決定している。

知的障がいのある職員を雇用するに当たっては、庁内に拠点的な職場を設置し、支援担当者を配置して、業務管理、職域開発を行っている。

拠点的な職場で、再生資源の回収、簡易文書や郵便の配達、印刷等の業務を集約化し、業務に従事している。

○ 情報・コミュニケーション、仕事の指示に関すること

職員研修において、点訳資料及び拡大資料の作成並びに手話通訳及び要約筆記を付ける。また、車いすや杖を使用されている方の配席について、本人の希望を確認し、配慮している。

職員研修において、個人の意向や要望に応じ、個々の障がいに対応した配慮・工夫を行っている。

- ・聴覚障がい者に対して、手話通訳者を配置したり、スピーカーの近くに着席してもらっている。
- ・視覚障がい者に対して、点字テキストを作成して事前に渡す、テキストのデータを渡し事前に音声読み上げソフト等で予習してもらい、可能な範囲で拡大コピーしたテキストを用意する
- ・肢体不自由者に対して、車いすでも利用しやすい位置に着席してもらったり、使い慣れたイスや机等を使用してもらっている。

ヒューマンアシスタントとして、週数時間は当該職員のために墨字資料の読み上げを行っている。

作業の指示は当該職員が理解しやすいよう、ていねいな説明をこころがける。
仕事の工程がわかるよう、わかりやすい文章にしたり、表や図を多く用いて伝える。

視覚的にわかりやすいように、配達先ごとに封筒や袋の色を変えるなど、随時、業務に工夫を行っている。

○ 相談等支援体制、職場における障がい理解に関すること

盲導犬の利用を申請し、盲導犬の交代時期には盲導犬訓練所入所のための研修休暇を取得できるようにしている。

○ 採用に関すること

職員採用試験(競争試験、選考)において、受験上の配慮を実施している。

- ・点字受験を実施(試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することも可。試験時間についても配慮)。
 - ・その他受験者からの申し出により、車椅子の使用や拡大文字による受験等、受験上の配慮を実施。
- 障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、昭和55年度から身体障がい者特別選考を実施。
○非常勤職員について、身体障がい者枠を確保。
○知的障がい者・精神障がい者を対象に、チャレンジ雇用を実施。

人事委員会事務局で実施している職員採用試験は、受験資格を満たしている方であれば、障がいの有無に関係なく受験可能としており、可能な限り配慮を行うこととしている。

ただし、試験時間中に付添者の介助が必要な場合は、他の受験者との均衡を保つため受験を認めていない。

(配慮例)

- ・点字受験(音声パソコン併用含む。)
- ・拡大文字の試験問題
- ・試験時間中の注意事項等を聴覚障がい者用に紙媒体で用意
- ・肢体不自由者に対する座席の調整

「身体障がい者を対象とした採用試験」において、筆記試験の試験時間を通常より延長している。

「身体障がい者を対象とした採用試験」だけではなく、競争試験(事務行政、社会福祉、学校事務、保育士)においても、点字版の問題集を用意し、点字受験の際に一定の条件を満たせば音声パソコンを併用した受験も認めている。なお、点字受験の場合、通常よりも試験時間の延長を行うなど配慮している。

拡大読書器の使用も認めている。

聴覚障がいのある方への配慮として、試験官の発言事項を書面で示したり、手話通訳者を手配したりしている。

障がい者を対象とした採用試験を実施する際、試験会場での配慮について希望事項を申し込み時に書面にて確認している。

採用試験において、個人の意向や要望に応じ、個々の障がいに対応した配慮・工夫を行っている。

- ・聴覚障がい者に対して、筆記試験時、試験官の説明内容を記した書類を渡したり、残り時間を個別にお知らせしている。また、面接試験時は手話通訳者を配置したり、磁気ループシステムを設置している。
- ・視覚障がい者に対して、点字版募集要項及び問題用紙を作成し、また拡大文字による受験ができるよう対応している。
- ・肢体不自由者に対して、車いすでも利用しやすい位置に着席してもらっている。

採用試験時の説明資料については、拡大した資料を掲示している。

採用試験の面接時、手話通訳士の手配や、手話が分からない聴覚障がい者の場合は、ゆっくり話すなど配慮している。

バリアフリー化されている施設を、採用試験の会場にするようにしている。